

生駒市条例第 1 1 号

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 8 月 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年 1 2 月生駒市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 7 号中「債務」の次に「及び当該債務の償還のための市債」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。